

生駒市消防本部訓令甲第3号

生駒市消防事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

生駒市消防長 藤田 隆文

生駒市消防事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(生駒市消防事務決裁規程の一部改正)

第1条 生駒市消防事務決裁規程(平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号)

の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副消防長」を「次長」に改める。

第5条第3項中「主幹」を「課長補佐、主幹」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「副消防長」を「次長」に改め、同条第10号及び第15号中「200万円以上500万円未満」を「500万円以上1,000円未満」に改める。

第8条第6号及び第11号中「200万円以上300万円未満」を「500万円以上750万円未満」に改める。

第9条第15号及び第20号ク中「200万円未満」を「500万円未満」に改める。

第16条第2号及び第4号中「150万円未満」を「300万円未満」に改める。

第17条第1項第3号中「10万円未満」を「100万円未満」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「5万円未満」を「100万円未満」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 予定価格100万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関する事。

(生駒市消防文書規程の一部改正)

第2条 生駒市消防文書規程（昭和44年5月生駒市消防本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第14条中「（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）」を「（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）」に改める。

様式第8号中「副消防長・次長」を「（次長級）」に、「署長・課長級」を「課長級」に改める。

(生駒市消防職員懲戒取扱規程の一部改正)

第3条 生駒市消防職員懲戒取扱規程（昭和49年7月生駒市消防本部訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項並びに第7条第2項及び第3項第1号中「副消防長」を「次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。